

日本年金機構運営評議会（第9回）議事要旨

1. 開催日時 平成24年2月21日（火）15時～17時10分
2. 場 所 日本年金機構本部4階第2会議室
3. 出席委員 岩村座長、市川委員、大槻委員、花井委員、福田委員、牧嶋委員、山本委員、横山委員（8名）

4. 議題

- （1）平成24年度計画（案）について
- （2）日本年金機構運営評議会からの提言への対応状況について
- （3）国民年金保険料収納対策の状況について
- （4）その他

5. 意見概要

- 上記4. について、意見交換等が行われた。その主な意見の概要は以下のとおり。（注
○：委員意見 ●：機構からの説明）

[議題（1）関係]

- 記録問題関係の各種便の「未送達者に対する再送付」は具体的にどのような対応を行うのか。
- 各種便を送ると宛先不明で戻ってくるものがある。こういったものに関して、住基ネットの住所と突合して住所が判明した人に対して再送付するという対応をする予定。
- 未適用事業所への重点加入指導では従業員が多い事業所を対象とし、3回実施しても加入の見込みがない事業所に立入検査を行うとのことだが、対象事業所のリストなどはあらかじめ用意するのか。
- 未適用事業所への重点加入指導については、優先順位を決めて進める必要がある。このため、従業員の多い事業所を対象として、事務所毎に目標値及び行動計画を設定し、それに向けて取り組むこととしている。重点加入指導を3回実施しても加入していただけない事業所には立入検査を行い、加入すべき事務所を職権で適用することとしている。こうした対応の事蹟は管理している。
- 厚生年金保険の未適用事業所と健康保険の未適用事業所にはどのくらいの差があるのか。
- 厚生年金保険と健康保険の未適用事業所に若干のずれはあるが基本は同じ。今年度は、厚生年金保険と雇用保険の適用事業所とを全件突合することにより未適用事業所の適

用を進める。

- 若い世代への公的年金制度に関する周知活動の一環として、大学等構内で相談会を行ったりするということだが、具体的にはどんな大学を想定し、どのくらいの回数実施しているのか。
- 平成 23 年 11 月のねんきん月間での実績を紹介すると、全国で行った相談会 556 か所のうち、大学で行ったのは 211 か所。開催場所には商業施設や市町村などがあるが、内訳としては大学が最も多い。公立・私立大学など幅広く協力してもらえる大学で実施している。

先般、文部科学省と厚生労働省と連名で文書により協力依頼が行われたところ。ねんきん月間の機会を利用しながら、大学への周知活動を行いたい。
- ねんきん定期便を 35 歳、45 歳、58 歳の節目年齢に封書形式で送付するとのことだが、社会人となって 10 年余り、かつ支給よりかなり前の 35 歳に送るのは費用対効果の面からみて実施する必要はあるのか。
- 仮に 35 歳時点で全く保険料を納付していないとすると、受給資格期間の 25 年を得るのに 35 歳はぎりぎりのタイミング。その時点で働きかけるために送付している。むしろ、納付勧奨のためには 35 歳よりも若い 25 歳くらいの時点で送付することも必要ではないかという議論もある。
- 事務所での待ち時間低減やサービス向上のために、「昼休みも年金相談を実施する」「月曜日に年金相談時間を延長する」「毎月第 2 土曜も年金相談を受け付ける」などの施策が挙げられているが、機構も民間組織であり、労働基準法に従わなければならない。職員の方がオーバーワークになり、体を壊すといったことがないようにしてほしい。
- 民間労働法は当然遵守する。昼休みにも年金相談を実施する理由は、昼休みに窓口を閉じ、待ち人数の山をいったん作ってしまうと、その後、滞留を解消するのが難しくなり、午後の待ち時間が長くなって、結果的にかえって残業せざるを得なくなるという事態を回避するため。お客様のためと労働時間短縮のための両面がある。昼休みの相談はローテーションを組んで、順次昼休みを取りながら行うため、休み時間がなくなるということではない。
- 地震や防災対策に関して、例えば首都直下型地震に見舞われた場合、全国民の年金データを抱える機構本部が消失しては大変な事態となるが、バックアップ体制はあるのか。
- 現在、障害等に備えデータの外部遠隔地への疎開、給付を可能にする暫定的な支払システムの構築等をしている。この暫定支払いシステムは、これまで関東地区に設置していたが、これを遠隔地である関西地区に移設中であり、この 4 月以降はこの暫定支払シ

ステムで、関西からの給付が可能となる。首都直下型地震のリスクが言われてきており、バックアップシステムに関しては、これからも充実を図っていきたい。

- バックアップセンターを作るのは非常に費用がかかるが、機構は国民全員の記録を扱っているの、それを全消失してしまわないように対策を構築しておくべきではないか。
- ご指摘の通り。データを遠隔地に保存して疎開させているが、被災時の実運用を想定した対応の充実を図っていきたい。
- バックアップシステムの充実はぜひお願いしたいが、国の予算がつかないと機構だけでは手が打てない。年金局に依頼していただきたい。
- 年金に関しては、大手銀行は支払のデータを持っているし、社会保険労務士などは事業所のデータを持っている。いろいろな所にデータがあるので、これを併せて活用することを考えるとすれば、国が全てを行う以外の方策もあるのではないか。
- 昨年の3月11日の東日本大震災は、機構にとっても災害対策の面で大きな転機となった。その経験をもとにこれからも関係部署の理解を得られるように対応を進めていきたい。
- 国民年金保険料の強制徴収に関して、「国税庁に委任する仕組みを積極的に活用する」とあるが、実績はどうなっているのか。若い人の中には年金制度に対する根深い不信があり、保険料を確信犯的に払わない人もいるので、徴収がうまく機能しないと公的年金制度に対する信頼は確保できないのではないか。
- 国税庁への滞納処分の権限委任は、機構として財産調査などを行った上で、なお徴収が困難な場合、委任すれば国税庁が滞納処分等を行うというスキーム。これまで実績はない。権限委任に当たっての形式要件は、国民年金の場合、所得が1000万円以上、かつ24月以上の未納者で、悪質かつ困難なケースを委任することとなっている。形式要件に当たる事例で国税庁への委任の仕組みを説明した結果、納付に結びつくケースもある。
- 「所得1000万円」というのはかなりの高額所得者という印象だが、なぜ1000万円としているのか。この基準を変更することはできないのか。
- 本来、機構が行うべき業務を委任するものであることから、悪質性・困難性の高い案件を対象とするという考え方の下に、委任要件が定められた。この要件は政省令で定められているので、機構と国税庁が話し合っただけで基準を変えることができるものではない。また、形式要件の他に、「機構として徴収努力を全て尽くした後に委任する」ということが前提となっているので、徴収努力が不十分であれば委任できない。

- 新聞報道で、「国税庁への委任はゼロ」といった報道もあったが、こういった報道があると、未納者は余計に増長するのではないかと。機構で強制執行できるのであれば、機構で実施した方がいいのでは。
- 認可が必要ではあるが、機構でも滞納処分は実行できる。したがって、機構で最大限の努力をした後に国税庁へ委任するという流れとなっている。
- 平成 24 年度には、マイナススライドや年金確保支援法に基づく後納制度、不整合 3 号の対応などで、窓口には相当数のお客様が押し寄せるのではないかと。理解している職員が対応しないと、お客様が余計に抗議する、腹を立てるといったことになりかねない。職員の教育を十分に行う必要がある。
- ご指摘の通り、4 月からのマイナススライドに加え、法案が通ればマイナススライドのたまり分の解消など、抗議が多くなることは想像に難くない。問題意識は持っている。不整合 3 号の対応では受給権がなくなる方が発生する可能性もあるし、後納制度は説明が難しいので、これらの対応には専用ブースを設置したり、Q & A 集を作成したり、専用ダイヤルを設置したりといった方策を考えている。予算と人員の制限はあるが、できる範囲で最大限取り組みたい。
- 年金確保支援法に基づく後納制度は複雑で、納付率の低下に影響する可能性が高い。この制度は時限付きだが、延長の議論なども予想される。今後の政策論議に役立てるためにも、「どういった人が後納したか」「払えるけど払わないという行動に出た人がどのくらいいたか」といったデータを取って、きちんと評価できるようにしてもらいたい。
- 学生納付特例制度を受けていた人が納付期限を迎え、「払うかどうか迷っている」という話も実際に身近で聞いている。猶予を受けても結局保険料を払わないのでは意味がないので、こういった猶予制度による加入者の納付動向はどうなっているか、後で払ってもらうにはどうしたらいいかについても考えることが必要ではないかと。
- ご指摘の後納制度や学生納付特例制度に関してはデータを取っていききたい。

[議題（２）関係]

- 学校での年金教育はぜひ推進してほしい。小・中学生に対しても年齢に応じて「社会連帯の重要性」を教える教育を進めて欲しい。ＨＰのキッズコーナーが小学生程度を対象にしているのも非常に良いこと。
- 機構は当面の地域年金展開事業のターゲットを、高校や大学としている。中学生をどう考えるかという議論はある。現在の中学校では、公民の科目で社会保障教育の項目があり、教科書でもある程度のページを割いている。ただし、中学校の先生がきちんと教

えられるかどうかは難しい。厚生労働省と文部科学省が共同で、社会保障教育の副読本の作成を検討しているという話も聞いている。

- 何度も申し上げているが、国民年金の保険料納付率が上がらない背景には、国民が「公的年金制度は破綻する」と誤解していることがある。7万円の最低保障年金制度の案が出ている状況の中で「もう少し納付は待とう」と考える人も多いのではないか。これではいくら機構が頑張っても納付率を上げるのは難しいと思う。厚生労働大臣に「公的年金制度は国の責任で破たんさせない」と宣言してもらいたい。
- 憲法第25条の考え方に基づき、厚生労働省は、日本の社会保障を社会保険・公的扶助・社会福祉・公衆衛生の4分野としていたと思うが、いまでもその考え方は変わらないのか。社会保険は相互扶助であるため、保険料を負担し合うものだが、公的扶助は生活保護などであり、税金で賄うもの。現在、政府は社会保障と税の一体改革と言っているが、社会保険はあくまで保険制度であり、所得があろうとなかろうと保険料を納めるものだし、税は所得が少ない人にはかからない。政府が掲げる社会保障と税の一体改革は、この二つの考え方が混ざったもののように感じる。現在の社会保障の考え方はどうなっているのか。
- 憲法第25条第2項には、社会福祉、社会保障、公衆衛生という言葉が書かれている。社会保障の考え方は時代とともに変化してきているが、最初に体系的に整理されたのは昭和25年の制度審の報告。現在、一体改革と呼ばれているのは、年金、医療保険、少子化、労働保険、介護保険。現在の社会保障の意味を幅広く直感的にとらえると、税財源によるもの、保険料財源によるものを含め、厚生労働省が所管している分野ということではないか。
- 社会保障という言葉は、1935年の米国の「社会保障法」で初めて出てくる。このときはニューディール政策の一環で、幅広い内容が盛り込まれていたが、その後米国では社会保障の意味はかなり絞られて、社会保険とほぼ同義となっている。日本の憲法第25条2項に書かれている「社会保障」をうまく定義したものは見たことがないが、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と、社会保障と公衆衛生、社会福祉を並べて書いているところから見ると、この社会保障の意味に社会福祉は入っていない。アメリカの条文をベースとしているので、当時のアメリカにおける社会保険をイメージしているのではないか。その後、日本における社会保障の理解は昭和25年の制度審の勧告が基になっており、ご指摘の4分野を念頭に置いている。また、制度審の考え方は「自助、共助、公助」であり、日本の社会保障は共助である社会保険中心主義が維持されていると考えられる。ただし、日本は社会保険の中に保険料財源だけでなく公費がかなりつぎ込まれているという特色があるため、税と保険料の関係が海外諸国と比べるとあいまいになっており、その辺でいろいろと議論が出てくるのではないか。

- 地域年金展開事業用のパンフレットはよくできている。コラムにやや制度論に踏み込んだ内容が書いてあるため批判なども出るかもしれないが、あってよい内容である。こういった地道な活動に取り組んでいくことは必要。

[議題（３）関係]

- 市場化テスト事業は、旧社会保険庁時代と比べるとコストが約 1/3 になっているということだが、このコストは妥当だと考えているか。
- 実際の落札価格は想定よりも安値入札。このため、コストのかかる戸別訪問があまりできておらず、成果が上がっていない状況にある。機構としては、もう少しコストをかけても、戸別訪問を増やしたいと考えている。
- 国民年金加入者には 1 号から 3 号までであるのに、保険料納付率のプレス発表ではいつも 1 号のみが取り上げられ、「納付率が 6 割を切った」などと報道される。こういった報道が、さらなる制度不信を招く。今年 7 月のプレス発表では、「2 号および 3 号を入れると納付率は 95%を超えており、公的年金制度は破綻しない」ということを是非アピールしてほしい。
- 保険料収納率のプレス発表の際は、機構は様々な材料を用意して発表しているが、報道では現年度の収納率のみが取り上げられる。機構としては十分に情報提供をして説明したい。
- 納付督促の手法として、旧社会保険庁時代は戸別訪問が半分以上を占めていて、現在よりも成果が上がっていたのであれば、市場化を続ける意味はあるのか。市場化事業だと、委託事業者が変わって事業の継続性が失われる恐れもある。できれば、戸別訪問は職員が行うことはできないか。
- 国民年金の市場化テスト事業は、法律に基づいて実施しているもの。どういう事業を対象にするかは閣議決定されており、契約終了時点で、内閣府が実績を見て事業を継続するか否かを定めるスキームとなっている。結果的に実績は上がっていないものの、少しずつ改善してきているので、もう少し状況を見る必要がある。コストの減の面についても考慮する必要もある。現在の契約終了時期は今年の 10 月であるが、継続することが既に決まっている。
- 国税庁のＯＢを機構に再雇用したり、講師として来てもらうなどの方策によって、強制徴収のノウハウを機構に蓄積することはできないか。機構が強制徴収を行うには認可を得る必要があるのも改善の余地はあると思うが、それは制度の問題となるので機構のみでは解決できない。
- 現場では、ブロック本部や事務所に国税庁ＯＢを活用したり、研修などを実施してい

る例もある。

(以上)